

広島県花き商業協同組合

優良従業員表彰規約

(目的)

第1条 この規約は、広島県花き商業協同組合（以下「組合」という。）の組合員が経営する事業所に多年にわたり勤務し、職場における勤務成績が優秀で他の模範となる従業員を表彰することにより勤労意欲の向上を図るとともに、花き業界の発展に資することを目的とする。

(被表彰候補者の推薦)

第2条 被表彰候補者の推薦は、組合員が行う。

被推薦者は表彰日の属する年の7月末日現在で次のすべての要件を備えている者とする。

- ① 組合員が経営する事業所に勤務する者で、花き関連の業務に従事する者であること。
- ② 同一事業所に10年以上勤務していること。ただし、家族従業員及び役員もしくは管理職である者は除く。
- ③ 勤務成績が特に優秀で、他の模範となる者であること。
- ④ 過去、優良従業員として組合表彰を受けたことがないこと。

(推薦可能者数)

第3条 被推薦者は同一事業所から1名とする。

(被表彰者数)

第4条 各年次における被表彰者は6名以内とする。

(被表彰者の決定)

第5条 被表彰者は各組合員から提出された被表彰候補者について、組合の理事会で審査選考し、理事長が決定する。

(表彰)

第6条 表彰は組合の通常総会において、理事長が表彰状を授与して行う。

表彰には副賞として記念品を添えるものとする。

(被推薦者の身分上の変更に伴う措置)

第7条 優良従業員として推薦された後に次のいずれかに該当する身分上の変更があった

場合、推薦した組合員は、すみやかにその旨を組合に報告するものとする。

- ① 罰金以上の刑に処せられた場合
- ② 禁治産者又は準禁治産者となった場合
- ③ 退職した場合
- ④ 死亡した場合
- ⑤ 優良従業員として推薦されるにふさわしくない事由が発生した場合

附則 この規約は平成8年2月22日から施行する。

附則 この規約の一部改正は令和3年9月30日より施行する。

推薦評定表

項目	評定要素
勤務状態	仕事に対してまじめであり、陰日なたなく努力し離席や雑談をしていないか。
責任感	責任感が強く、安心して仕事が任せられるか。
積極性	仕事に熱心で、自ら工夫をこらし、進んで仕事にあたるか。
理解力	与えられた仕事をよく理解し、適切な処理ができるか。
研究心	仕事について、常に研究的であるか。
協調性	上司、同僚とよく協調し、仕事をうまく処理しているか。
健康状態	仕事をするうえに、支障をきたさないだけの体力を有しているか。
規律	職場の規則、または指示命令には進んで従い、他の模範となっているか。

〈選考基準の説明〉

1. 管理職である者とは 管理職手当を支給されている者又は事業の経営、運営に参画している者
2. 同一事業所とは 本社と支社、又は本店と支店その他これに類する関係は同一事業所とみなす。
複数の支社、支店間も同一事業所とみなす。
なお、身分を残したままの派遣期間は通算する。

年 月 日

広島県花き商業協同組合

理事長 殿

事業所所在地 〒

商 号

買参番号

氏 名

(電話番号

担当者

印

)

推 薦 書

広島県花き商業協同組合優良従業員表彰の被表彰候補者として、次の者を推薦いたします。

1. 被表彰候補者

ふりがな 氏 名		男・女	明・大・昭・平	
			・	生(満 歳)
現住所	〒			
職務内容	フラワー装飾 園芸技師 造 園	事業所従業員数 名		
就職年月日	S・H . .	勤務年数 年(月数は切り捨て)		
職 歴	年・月	会社名	年・月	会社名
	・		・	
	・		・	
	・		・	
	・		・	